

### 人材紹介手数料の返還について

内定通知者（以下「丙」とする）が就業までに辞退した場合は求人者（以下「甲」とする）から受領した手数料を甲通知後の月末日にて株式会社トリモ（以下「乙」とする）は全額の返還をするものとする。丙が入社日以後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領した手数料を下記の表の返還比率で返還するものとする。

| 就業開始～2ヵ月未満  | 2ヵ月以内～3ヵ月未満 | 3ヵ月以降 |
|-------------|-------------|-------|
| 受領した手数料の50% | 受領した手数料の25% | 0円    |

入社前に丙の死亡・病気など不測の事態による場合は、甲から受領した手数料を通知を受けた日から1ヶ月以内にて乙は全額の返還をするものとする。

但し、合意した雇用契約書の内容との相違により丙が退社した場合は、その原因となる事由を調査し、甲に契約違反があった場合は返還しないものとする。

大阪市西区西本町1丁目13-38  
新興産ビル2階22・23  
株式会社トリモ